

三原市水道部建設改良工事検査要領

(趣旨)

第1条 三原市水道部が行う建設改良工事（以下「工事」という。）の検査（以下「検査」という。）については、別に定めがあるものを除くほか、この要領の定めるところによる。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の完成を確認するための検査
 - (2) 出来形検査 部分払いをするとき、工事の出来形を確認するための検査
 - (3) 一部完成検査 工事目的物の一部が完成し、その部分の完成を確認するための検査
 - (4) 中間検査 工事の進捗状況に応じ、検査員が指定する工程において随時行う検査
 - (5) 耐圧検査 布設した本管等の水圧検査
 - (6) その他、部長が必要と認めた検査
- 2 中間検査の実施については、当該工事の工程、使用材料の適否、その他工事が適正に行われるために必要な事項について行う。

(検査員)

第3条 工事の検査は、別表の基準により当該工事を担当する課の係長級以上の職員（以下「検査員」という。）が行う。

- 2 部長は、同一の時期に多数の工事検査を行わなければならないとき、その他必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず係長以上の職員又は布設工事監督者の内から検査員を指名することができる。

(検査の方法)

第4条 検査は、契約書及び設計図書(図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等)と照合して行うものとする。

(破壊検査又は分解検査)

第5条 検査員は、検査にあたって必要があると認めるときは、受注者に検査目的物の破壊又は分解その他の措置を求め、検査を行うものとする。

(検査の立会)

第6条 検査には、当該工事の受注者のほか、監督員が立会うものとする。

(検査の委託)

第7条 部長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定に基づき、検査を第3条に規定する以外の者に委託することができる。

(検査調書の作成)

第8条 検査員は、所定の検査を終了したときは、検査調書（別記様式第1号及び2号）を作成しその結果を部長及び水道技術管理者に報告しなければならない。

(検査結果の通知)

第9条 検査員は、完成検査、出来形検査または一部完成検査を行った後に、検査結果通知書(別記様式第3号)を受注者に送付するものとする。

(検査結果が契約内容に適合しない場合の措置)

第10条 部長は、当該工事が契約内容に適合しないものと認めたときは、検査員に対し受注者に修補を指示させるものとする。

2 検査員は、受注者から修補の完了通知を受けたときは、あらためて検査を行わなければならない。

(検査の技術的な基準及び合否判定)

第11条 検査員が検査を行うに当たり必要な技術的基準及び合否判定は、別に定める三原市水道部建設改良工事検査技術基準及びその他各基準による。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、工事の検査について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、昭和51年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

三原市水道部建設改良工事検査要領第3条の規定に基づく検査員の基準

1 第3条第1項

工事検査対象請負金額	検 査 員
500万円以上	当該工事を担当する課の課長補佐級以上の職員
500万円未満	当該工事を担当する課の係長級以上の職員

2 備考

- (1) 支給材料のある工事については、支給材料費と請負工事費を合わせた金額を工事検査対象金額とする。
- (2) 特別な事情がある場合は、この基準にかかわらず検査員を指名することができる。